

北海道函館方面公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、江差町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年9月25日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋藤利仁

1 合意した者

- (1) 函館バス株式会社
- (2) 北海道函館方面公安委員会
- (3) 江差町長
- (4) 北海道運輸局函館運輸支局長
- (5) 有限会社桧山ハイヤー

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、函館バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

ただし、乗降場所は1番、2番を除く。

停留所名	上下線別	所在地
江差病院前 (ただし、3番乗り場に限る。)	上下	檜山郡江差町字伏木戸町484番地先

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる江差町の委託を受けて行う一般旅客自動車運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
有限会社桧山ハイヤー	江差マース